

さんか 参加する権利



こどもたちは、^{じぶん}自分に^{かんけい}関係のある^{こと}事柄について^じ自由^{よし}に^{いけん}意見を^{あらわ}表したり、^{あつ}集まって^{つく}グループを作ったり、^{かつどう}活動することができます。

^{じぶん}自分の^{いけん}意見を^{たいせつ}大切に^う受け止^とめられること

^{みな}みんなで^あ話し合^きって決めること

^{かんが}考え^{かん}や^{じゆう}感じた^{ひょうげん}ことを自由^{ひょうげん}に表現^{ひょうげん}できること

^{なかま}仲間^{しゃかい}と^{かつどう}社会^{さんか}の活動^{さんか}に参加^{さんか}できること

^{しゃかい}社会^{いちいん}の一員^ことして、^{たちば}子どもの^{いけん}立場^いで意見^いを言^いえること



いけん あらわ けんり
『意見を表す権利』

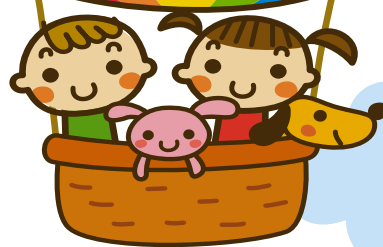
こ じぶん かんけい じゆう
子どもは、自分に関係のあることについて自由に

じぶん いけん あらわすけんり
自分の意見を表す権利をもっています。その意見

は、こ はったつ おう じゆうぶん こうりよ
は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されな
ければなりません。

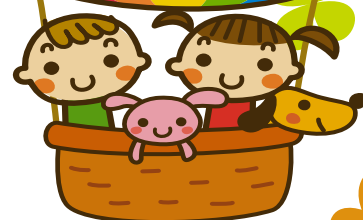
だい じょう

第12条



だい じょう

第13条

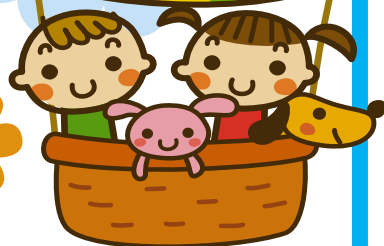


ひょうげん じゆう
『表現の自由』

こ じゆう ほうほう じょうほう かんが
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを

つた けんり し けんり
伝える権利、知る権利をもっています。

だい じょう じょう
第15条・16条



けっしゃ しゅうかい じゆう
『結社・集会の自由』

こ ひと いっしょ だんたい
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、

しゅうかい けんり
集会をおこなったりする権利をもっています。

めいよ まも
『プライバシー・名誉は守られる』

こ じぶん かそく す でんわ
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や

てがみ まも
手紙などのプライバシーが守られます。また、他人か

ほこ きず
ら誇りを傷つけられない権利をもっています。

